行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の規定に基づき、個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、同法の規定により個人番号によって識別される特定の個人である本人(以下「本人」という。)から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード等の提示を受けること又はそれに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置(以下「本人確認措置」という。)をとらなければならないこととされています。

この本人確認措置について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成 26 年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。)に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの等について、次のとおり定めましたので、お知らせします。

次の表の左欄に掲げる条項及び規定の内容については、同表左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げるものを個人 番号利用事務実施者が適当と認める書類等とする。

番号利用	事務実施者が適当と認める書	類等と	する。	
ģ	条項及び規定の内容	個人番	号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
規則第 1条第 2号	官公署から発行され、又は 発給された書類その他こ れに類する書類であって、 行政手続における特定の	1-1	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省 令第55号)第12条に規定する税理 士証票(提示時において有効なもの に限る。以下「税理士証票」という。)	税理士証票
	個人を識別するための番 号の利用等に関する法律 施行令(平成26年政令第 155号。以下「政令」とい う。)第12条第1項第1号 に掲げる書類に記載され た氏名及び出生の年月間 又は住所(以下「個人記載され た氏住所(以下「個記載され、かつ、写真の表示その 他の当該書類に施された 措置によって、当該書類に 提示を行う者が当該の 提示を行う者が識別って、 識別事項により識別され る特定の個人と同一の者	1-2	本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き自証 写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可 証、宅地建物取引士証(宅地建物 取引主任者証)、電気工事士免状、 無線従事者免許証、認定電気工事 従事者認定証、特種電気工事資格 者認定証、耐空検査員の証、航空 従事者技能証明書、運航管理者技 能検定合格証明書、動力車操縦者 運転免許証、教習資格認定証、検 定合格証(警備員に関する検定の 合格証)等)
	であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が 適当と認めるもの	1-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行 又は発給をされた本人の写真の表示 のある書類で、個人識別事項の記載 があるもの(提示時において有効な ものに限る。以下「写真付公的書類」 という。)	戦傷病者手帳
		1-4	規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの(提示時において有効なものに限る。)	カード等に電子的に記録された 個人識別事項(氏名及び住所又は 生年月日)を下記の方法により、 提供を受ける者の端末等に表示 させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
		1-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	市(区・町・村・都・道・府・県) から送付されるプレ印字申告書 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類
		1-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本	手書き申告書等に添付された未 記入のプレ印字申告書

規則第 2条第 1項第 6号	官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行され、又は発給された書類そ の他これに類する書類で	2-1	人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	個人番号カード(裏面)
	あって個人番号利用事務 実施者が適当と認めるも の(法第2条第5項に規定 する個人番号(以下「個人 番号」という。)の提供を	2-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人 による申立書(提示時において作成 した日から6か月以内のものに限 る。) 行政手続における特定の個人を識別	自身の個人番号に相違ない旨の 申立書 国外転出者に還付される個人番
	行う者の個人番号及び個 人識別事項の記載がある ものに限る。)		するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)	号カード
規則第 2条第 3項第 2号	官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務	3-1		学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保 護受給者証、恩給等の証書等)
	実施者が適当と認めるもの	3-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)	地方税、国税、社会保険料、公共 料金の領収書 納税証明書
		3-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し その他官公署から発行又は発給をさ れた本人の写真の表示のない書類 (これらに類するものを含む。)で、 個人識別事項の記載があるもの(提 示時において有効なもの又は発行若 しくは発給された日から6か月以内 のものに限る。以下「写真なし公的	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し (謄本若しくは 抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証 明書 母子健康手帳
		3-4	書類」という。) 地方税法に規定する特別徴収に係る 納税義務者に交付する特別徴収の方 法によって徴収する旨の通知書又は 特別徴収票その他租税に関する法律 又は地方税法その他の地方税に関す る法律に基づく条例に基づいて個人 番号利用事務等実施者が本人に対し て交付した書類で個人識別事項の記 載があるもの(以下「本人交付用税 務書類」という。)	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収 票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型 証券投資信託収益の分配の支払

規則第 2条第	過去に法第 16 条の規定に より本人確認の措置を講	4-1	修正申告書に記載された修正申告直 前の課税標準額若しくは税額等又は	通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書 修正申告書に記載された修正申 告直前の課税標準額又は税額等
4項第5号	じた上で受理している申告書等に記載されている 純損失の金額、雑損失の金 額その他当該提供を行う 者が当該提供に係る申告 書等を作成するに当たっ て必要となる事項又は考 慮すべき事情(以下「事項 等」という。)であって財 務大臣等が適当と認める 事項等		更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等 その他これに類する事項	更正の請求書に記載された更正 の請求直前の課税標準額又は税 額等
規則第 2条第 5項	本人しか知り得ない事項 その他の個人番号利用事 務実施者が適当と認める 事項	5-1	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	社員番号 職員番号 契約番号 保険始期日(保険終期日) 保険契約者名 被保険者名 被保険者名 破除金受取人名 顧客番号、顧客 I D 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の 銘柄や残高 直近の取引年月日
規則第 2条第 6項	個人識別事項により識別 される特定の個人と同一 の者であることが明らか であると個人番号利用事 務実施者が認める場合	6-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が政令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号 の提供を受ける場合で、その者を 対面で確認することによって本 人であることが確認できる場合
		6-2	所得税法に規定する控除対象配偶者 又は挟養親族その他の親族(以下「扶 養親族等」という。)であって、知覚 すること等により、個人番号の提供 を行う者が本人であることが明らか な場合 過去に本人であることの確認を行っ	扶養親族等から個人番号の提供 を受ける場合で、その者を対面で 確認することによって本人であ ることが確認できる場合 継続取引を行っている者から個
			ている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場	人番号の提供を受ける場合で、そ の者を対面で確認することによ って本人であることが確認でき る場合

			合	
規則第	官公署若しくは個人番号	7-1	個人番号カード	個人番号カード
3条第 2号口	利用事務等実施者から発 行され、若しくは発給され	7-2	還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番 号カード
前段	た書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。)	7-3 7-4	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。)であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの自身の個人番号に相違ない旨の本人	住民票の写し(個人番号が記載されたものに限る)、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)
		10	による申立書(提示時において作成 した日から6か月以内のものに限 る。)	申立書
規則第 3条第 2号口 後段	個人番号利用事務実施者 が適当と認める方法	8-1	個人番号利用事務等実施者の使用に 係る電子計算機と個人番号の提供を 行う者の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子情報処 理組織を使用して本人から提供を受 ける方法(以下「個人番号の提供を 行う者の使用に係る電子計算機によ る送信」という。)	項番7のイメージデータ等(画像 データ、写真等)による電子的送 信
規則第 2 号 二	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	9-1	地方税手続電子証明書(知事に係る 行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する規則(平成17年岩手 県規則第26号。以下「情報通信技術 利用規則」という。)第3条第4項 に規定する電子証明書(規則第3条 第2号ハに規定する電子証明書を除 く。)をいう。以下同じ。)及び当該 地方税手続電子証明書により確認さ れる電子署名(情報通信技術利用規 則第2条第1号に規定する電子署名 をいう。以下「電子署名」という。) が行われた当該提供に係る情報の送 信を受けること(個人番号利用事務 実施者が提供を受ける場合に限る。)	eLTAX で認めている電子証明書 (番号利用事務実施者のみ)
		9-2	民間電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実	電子署名法第4条第1項に規定 する認定を受けた者が発行し、か つ、その認定に係る業務の用に供 する電子証明書(番号関係事務実 施者のみ)

			施者が提供を受ける場合に限る。)	
		9-3	個人番号カード、運転免許証、旅券	身元確認書類(個人番号カード、
			その他官公署又は個人番号利用事務	運転免許証、旅券)のイメージデ
			等実施者から本人に対し一に限り発	ータ等(画像データ、写真等)に
			行され、又は発給をされた書類その	よる電子的送信
			他これに類する書類であって、個人	
			識別事項の記載があるものの提示	
			(提示時において有効なものに限	
			る。) 若しくはその写しの提出を受け	
			ること又は個人番号の提供を行う者	
			の使用に係る電子計算機による送信	
			を受けること	
		9-4	個人番号関係事務実施者が本人であ	番号関係事務実施者が本人であ
			ることの確認を行った上で本人に対	ることを確認した上で発行され
			して一に限り発行する識別符号及び	るID及びパスワード
			暗証符号等により認証する方法	
規則第	官公署又は個人番号利用	10-1		本人並びに代理人の個人識別事
6条第	事務等実施者から本人に		項の記載があるもの(税理士法(昭	項(氏名及び住所又は生年月日)
1項第	対し一に限り発行され、又		和26年法律第237号)第2条第1項	の記載のある提出書類
3号	は発給された書類その他		の事務を行う者から個人番号の提供	
	の本人の代理人として個		を受ける場合を除く。)	
	人番号の提供をすること	10-2		本人しか持ち得ない書類の提出
	を証明するものとして個		その他官公署又は個人番号利用事務	(例:個人番号カード、健康保険
	人番号利用事務実施者が		等実施者から本人に対し一に限り発	証)
	適当と認める書類		行され、又は発給をされた書類その	
			他これに類する書類であって、個人	
			識別事項の記載があるもの(提示時 において有効なものに限り、税理士	
			法第2条第1項の事務を行う者から	
			個人番号の提供を受ける場合を除	
			(
規則第	官公署から発行され、又は	11-1	税理士証票	税理士証票
7条第	発給された書類その他こ	11-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証
1項第	れに類する書類であって、			写真付き身分証明書
2号	政令第12条第3項第1号			写真付き社員証
	に掲げる書類に記載され			写真付き資格証明書(船員手帳、
	た個人識別事項が記載さ			海技免状、狩猟・空気銃所持許可
	れ、かつ、写真の表示その			証、宅地建物取引士証(宅地建物
	他の当該書類に施された			取引主任者証)、電気工事士免状、
	措置によって、当該書類の			無線従事者免許証、認定電気工事
	提示を行う者が当該個人			従事者認定証、特種電気工事資格
	識別事項により識別され			者認定証、耐空検査員の証、航空
	る特定の個人と同一の者			従事者技能証明書、運航管理者技
	であることを確認することができる。			能検定合格証明書、動力車操縦者
	とができるものとして個			運転免許証、教習資格認定証、検
	人番号利用事務実施者が			定合格証(警備員に関する検定の
	適当と認めるもの	11 0	写真付公的書類	合格証)等)
		11-3	与具何公的書類 個人番号利用事務等実施者が発行し	戦傷病者手帳 カード等に電子的に記録された
		11–4	個人番号利用事務寺夫旭有が発行した書類であって識別符号又は暗証符	個人識別事項(氏名及び住所又は
			た 音類 くめつ く誠が付 方文は いまれて 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	生年月日)を下記の方法により、
			磁的方法により記録された個人識別	提供を受ける者の端末等に表示
			事項を認識できるもの(提示時にお	させることにより確認
1	İ		こと こここ こうしょう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう	しょうしい シャーロー

			いて有効なものに限る。)	・暗証番号による認証
				・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
規則第 7条第 2項	登記事項証明書その他の 官公署から発行され、又は 発給された書類及び現に 個人番号の提供を行う者 と当該法人との関係を証 する書類その他これらに 類する書類であって個人 番号利用事務実施者が適 当と認めるもの(当該法人 の商号又は名称及び本店 又は主たる事務所の所在 地の記載があるものに限 る。)	12-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。)並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」という。) 地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) ・登記事項証明書(登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む) ・印鑑登録証明書 下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類(社員証等
LE Fulder		10.1	務所の所在地の記載があるもので、 提示時において領収日付又は発行年 月日が6か月以内のものに限る。以 下「法人に係る地方税等の領収証書 等」という。)及び社員証等	が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」) ・地方税、国税、社会保険料、公 共料金の領収書 ・納税証明書
規則第 9条第 1項第 2号	官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務 実施者が適当と認めるも	13-1	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等) 地方税、国税、社会保険料、公共
	天他有が適当と認めなり の	13-2	地力悦寺(ソ)関収証書寺	地方税、国代、社会保険料、公共 料金の領収書 納税証明書
		13-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し (謄本若しくは 抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証 明書 母子健康手帳
		13-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収 票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書
規則第 9条第	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人	14-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付さ	社員番号 職員番号

0	#)), 或目 L +) = = = +1 × /4 /1 // / / /	+n// -72 F
3項	番号利用事務実施者が適当と認める事項		れた番号、本人との取引や給付等を 行う場合において使用している金融 機関の口座番号(本人名義に限る。)、 証券番号、直近の取引年月日等の取 引固有の情報等のうちの複数の事項	契約番号 保険始期日(保険終期日) 保険契約者名 被保険者名 保険金受取人名 顧客番号、顧客 I D 証券番号 口座番号 取引口座に係る指定した時点の 銘柄や残高 直近の取引年月日
規則第 9条第 4項	政令第12条第3項第1号 に掲げる書類に記載され ている個人識別事項によ り識別される特定の個人 と同一の者であることが 明らかであると個人番号 利用事務実施者が認める 場合	15-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が政令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号 の提供を受ける場合で、その者を 対面で確認することによって本 人の代理人であることが確認で きる場合
		15-2	扶養親族等であって、知覚すること 等により、個人番号の提供を行う者 が本人の代理人であることが明らか な場合	扶養親族等から個人番号の提供 を受ける場合で、その者を対面で 確認することによって本人の代 理人であることが確認できる場 合
		15–3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個 人番号の提供を受ける場合で、そ の者を対面で確認することによ って本人の代理人であることが 確認できる場合
		15-4	代理人が法人であって、過去に個人 番号利用事務等実施者に対し規則第 7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の 提供を行う者が本人の代理人である ことが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合 (法人の場合)
規則第 9条第 5項第 6号	官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行され、又は発給された書類そ の他これに類する書類で	16-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
	あって個人番号利用事務 実施者が適当と認めるも の(本人の個人番号及び個 人識別事項の記載がある	16-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人 による申立書(提示時において作成 した日から6か月以内のものに限 る。)	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
	ものに限る。)	16-3	還付された個人番号カード	国外転出者に還付される個人番 号カード
規則第 10 条 第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理 人として個人番号の提供 を行うことを証明する情	17-1	本人及び代理人の個人識別事項並び に本人の代理人として個人番号の提 供を行うことを証明する情報の送信 を受けること	委任状(税務代理権限証書)のデ ータの送信

	報の送信を受けることそ	17-2	情報通信技術利用規則第4条第1項	本人の利用者IDを入力した上
	の他の個人番号利用事務		の規定に基づき本人に通知した識別	での送信
	実施者が適当と認める方		符号を入力して、当該提供に係る情	
I D D I fate	法		報の送信を受けること	
規則第 10 条 第2号	代理人に係る署名用電子 証明書(電子署名等に係る 地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関す る法律(平成14年法律第 153号。以下「公的個人認 証法」という。)第3条第 1項に規定する署名用電	18-1	代理人に係る署名用電子証明書及び 当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に 係る情報の送信を受けること(公的 個人認証法第17条第4項に規定する 署名検証者又は同条第5項に規定する 署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)	代理人の署名用電子証明書
	子証明書をいう。)及び当	18-2	代理人に係る地方税手続電子証明書	代理人のeLTAXで認めている電子
	該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事	10 2	及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	証明書(番号利用事務実施者のみ)
	務実施者が適当と認める	18-3	代理人に係る民間電子証明書及び当	代理人の電子署名法第4条第1
	方法		該民間電子証明書により確認される 電子署名が行われた当該提供に係る 情報の送信を受けること(個人番号	項に規定する認定を受けた者が 発行し、かつ、その認定に係る業 務の用に供する電子証明書(番号
			関係事務実施者が提供を受ける場合 に限る。)	関係事務実施者のみ)
		18-4	代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	法人代理人の電子証明書(商業登記認証局が発行する電子証明書)
		18–5	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法	番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行されるID及びパスワード
		18-6	個人番号カード、運転免許証、旅券 その他官公署又は個人番号利用事務 等実施者から代理人に対し一に限り 発行され、又は発給をされた書類そ の他これに類する書類であって、個 人識別事項の記載があるものの提示 (提示時において有効なものに限 る。) 若しくはその写しの提出を受け ること又は個人番号の提供を行う者 の使用に係る電子計算機による送信 を受けること 本人の代理人(当該代理人が法人の	代理人の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信 下記の書類及び社員証等の法人
		18-7	本人の代理人(当該代理人が伝人の場合に限る。)の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受	ト記の書類及の任員証券の法人 との関係を証する書類(社員証等 が発行されない場合は「法人の従 業員である旨の証明書」) ・登記事項証明書(登記情報提供

けること又は個人番号関係事務実施 サービスの登記情報を電子計算 者の使用に係る電子計算機と個人番 機を用いて出力することにより 号の提供を行う者の使用に係る電子 作成した書面を含む) 計算機とを電気通信回線で接続した • 印鑑登録証明書 電子情報処理組織を使用して提供を 受けること(登記事項証明書等につ いては、過去に当該法人から当該書 類の提示等を受けている場合には、 当該書類の提示等に代えて過去にお いて提示等を受けた書類等を確認す る方法によることができる。) 本人の代理人(当該代理人が法人の 18-8 下記の書類及び社員証等の法人 場合に限る。)の社員等から個人番号 との関係を証するイメージデー の提供を受ける場合には、法人に係 タの送信(社員証等が発行されな る地方税等の領収証書等及び社員証 い場合は「法人の従業員である旨 等の提示を受けること若しくはその の証明書」) 写しの提出を受けること又は個人番 •地方税、国税、社会保険料、公 号関係事務実施者の使用に係る電子 共料金の領収書 計算機と個人番号の提供を行う者の •納税証明書 使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織を 使用して提供を受けること(法人に 係る地方税等の領収証書等について は、過去に当該法人から当該書類の 提示等を受けている場合には、当該 書類の提示等に代えて過去において 提示等を受けた書類等を確認する方 法によることができる。) 18-9 本人の代理人(当該代理人が税理士 税理士法人又は通知弁護士法人 法第48条の2に規定する税理士法人 に所属している税理士又は通知 又は同法第51条第3項の規定により 弁護士に係る署名用電子証明書 通知している弁護士法人(以下「税 並びに利用者ID及び暗証番号 理士法人等」という。) の場合に限 の入力 る。) に所属する税理士又は同法第51 条第1項の規定により通知している 弁護士(以下「税理士等」という。) から個人番号の提供を受ける場合に は、当該税理士等に係る署名用電子 証明書及び当該署名用電子証明書に より確認される電子署名が行われた 当該提供に係る情報を、情報通信技 術利用規則第4条第1項の規定に基 づき当該代理人又は当該税理士等に 通知した識別符号及び暗証符号を入 力して送信を受ける方法(同法第2 条第1項の事務に関し提供を受ける 場合に限る。) 本人の代理人(当該代理人が税理士 税理士法人又は通知弁護士法人 18 - 10法人等の場合に限る。) に所属する税 に所属している税理士又は通知 理士等から個人番号の提供を受ける 弁護士に係る eLTAX で認めている 場合には、当該税理士等に係る地方 電子証明書並びに利用者ID及 税手続電子証明書及び当該地方税手 び暗証番号の入力 続電子証明書により確認される電子

る書類であって個人番号 利用事務実施者が適当と 認めるもの(本人の個人番	-2 本人の還付された個人番号カード -3 本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの -4 官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	(本人の) 国外転出者に還付される個人番号カード (本人の) 住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る)
規則第 個人番号利用事務実施者 20- 10 条 が適当と認める方法 第3号	-5 本人が記載した自身の個人番号に相 違ない旨の本人による申立書(提示 時において作成した日から6か月以 内のものに限る。)	